

分収造林契約者の皆様へ

林業公社からのお願い

◎ 分収割合の変更について

林業公社は昭和42年度から、国の造林施策に基づきこれまでに約14,000haの造林を実施してきました。しかし、事業を開始して以降、外材輸入等の拡大により木材価格が低迷する一方、労務単価は約5倍に上昇したことなどから、現行の分収比率、公社60%：土地所有者40%では収支の大幅な悪化が見込まれております。

このため、土地所有者の理解を得ながら、現在の分収割合を、公社の投下経費と木材販売収益の多寡により公社80%：土地所有者20%～公社30%：土地所有者70%の範囲で変動する内容で見直しを進めており、土地所有者の皆様へは、順次説明に伺うこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

◎ 契約期間の延長について

現在の分収造林契約期間は大半が45年から60年であり、契約期間で伐採しても木材価格が安く、収益が見込めない状況にあります。

このため、付加価値を高めて伐採するために契約期間を80年にする契約の変更も分収比率の見直しと併せてお願いしておりますので、皆様のご協力をお願いします。

◎ 土地所有者の変更等の届出について

林業公社では、昭和42年から土地所有者と分収造林契約を締結してきましたが、契約期間が長期にわたるため、相続等による土地所有者の交替や住所等に変更が生じている場合がありますので、林業公社までその旨ご連絡をお願いします。

◎ 土地所有者の相続登記等について

相続等により土地所有者が交替しているが相続登記が終了していない場合もあるかと思えます。

この場合、将来発生する分収金の支払い等に支障が生じることになりますので、必ず相続登記を行っていただくようお願いします。

なお、お手数ですが登記が終了しましたら公社までその旨ご連絡をお願いします。

連絡先

- (公財) 石川県林業公社 金沢市幸町12番1号(石川県幸町庁舎3階)
TEL 076-256-5718 FAX 076-256-5676

奥能登支所(輪島市) TEL 0768-26-2329

中能登支所(七尾市) TEL 0767-52-6600

県央支所(金沢市) TEL 076-204-2103

石川支所(白山市) TEL 076-272-1171

南加賀支所(小松市) TEL 0761-23-1717